

【表紙】

| | |
|---------------------|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成26年3月7日 |
| 【会社名】 | 芦森工業株式会社 |
| 【英訳名】 | Ashimori Industry Co.,Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 缶 文雄 |
| 【本店の所在の場所】 | 大阪市西区北堀江3丁目10番18号 |
| 【電話番号】 | (06) 6533 - 9253 (直通) |
| 【事務連絡者氏名】 | 経理部長 胤森 秀昭 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 大阪市西区北堀江3丁目10番18号 |
| 【電話番号】 | (06) 6533 - 9253 (直通) |
| 【事務連絡者氏名】 | 経理部長 胤森 秀昭 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 514,800,000円 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 芦森工業株式会社東京支社 (東京都中央区日本橋室町4丁目3番16号) |

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|------------|---|
| 普通株式 | 3,900,000株 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は1,000株であります。 |

- (注) 1 平成26年3月7日開催の取締役会決議によるものであります。なお、取締役会決議に際し、割当予定先が当社にとってその他の関係会社に該当することから、本自己株式処分について当社の意思決定の公正性を確保する観点から、割当予定先出身の当社取締役である山口重信氏、及び割当予定先の執行役員を兼務する当社社外取締役である藤原典氏を除いた、利害関係のない全ての取締役で討議を行い、当社取締役7名による全員一致により決定しております。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

| 区分 | 発行数 | 発行価額の総額（円） | 資本組入額の総額（円） |
|-------------|------------|-------------|-------------|
| 株主割当 | - | - | - |
| その他の者に対する割当 | 3,900,000株 | 514,800,000 | - |
| 一般募集 | - | - | - |
| 計（総発行株式） | 3,900,000株 | 514,800,000 | - |

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

| 発行価格（円） | 資本組入額（円） | 申込株数単位 | 申込期間 | 申込証拠金（円） | 払込期日 |
|---------|----------|--------|---------------|----------|---------------|
| 132 | - | 1,000株 | 平成26年3月24日（月） | - | 平成26年3月24日（月） |

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 申込みの方法は、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記(4) 払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしします。
- 4 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本自己株式処分に係る割当は行われなないこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|--------------|-------------------|
| 芦森工業株式会社 経理部 | 大阪市西区北堀江3丁目10番18号 |

(4) 【払込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|------------------|-----------------|
| 三菱東京UFJ銀行 大阪中央支店 | 大阪市北区堂島浜1丁目1番5号 |

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額（円） | 発行諸費用の概算額（円） | 差引手取概算額（円） |
|-------------|--------------|-------------|
| 514,800,000 | 2,300,000 | 512,500,000 |

- (注) 1 新規発行による手取金の額とは本自己株式処分による手取金の額であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に要する諸費用の概算額であります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 3 発行諸費用の概算額の内訳は、本有価証券届出書作成・提出費用、アドバイザー費用等であります。

(2) 【手取金の使途】

本自己株式処分により調達する資金の使途は、主として金融機関からの短期借入金（平成25年12月31日現在、借入金額10,900百万円）の圧縮に使用する予定であります。なお、実際の支出までは、銀行口座にて管理いたします。

| 具体的な使途 | 金額（円） | 支出予定時期 |
|--------|-------------|-----------------|
| 借入金の圧縮 | 512,500,000 | 平成26年4月～平成26年9月 |

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

日本毛織株式会社

| | |
|-----------------|--|
| 名称 | 日本毛織株式会社 |
| 本店の所在地 | 神戸市中央区明石町47番地 |
| 代表者の役職・氏名 | 取締役社長 佐藤 光由 |
| 資本金 | 6,465百万円 |
| 事業の内容 | 毛糸・毛織物その他各種繊維製品製造加工販売、ショッピングセンター、スポーツ事業、賃貸事業 |
| 最近の有価証券報告書等の提出日 | 有価証券報告書 事業年度第183期 (自平成24年12月1日 至 平成25年11月30日) 提出日：平成26年2月26日 関東財務局長に提出 |
| 主たる出資者及び出資比率 | ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 7.66% 株式会社三菱東京UFJ銀行 4.21% 株式会社みずほ銀行 4.21% 株式会社三井住友銀行 4.21% 日清紡ホールディングス株式会社 3.12% |

b. 提出者と割当予定先との間の関係

日本毛織株式会社

| | |
|-----------|---|
| 出資関係 | 日本毛織株式会社は当社株式10,543,000株(17.4%)を保有しております。また、当社は日本毛織株式会社株式117,000株(0.1%)を保有しております。 |
| 人事関係 | 日本毛織株式会社の執行役員の藤原典氏は当社の社外取締役であり、日本毛織株式会社の取締役の瀬野三郎氏は当社の社外監査役であります。また、日本毛織株式会社の元内部監査室長である山口重信氏が当社取締役に就任しております。 |
| 資金関係 | 該当事項はありません。 |
| 技術または取引関係 | 当社は、日本毛織株式会社の子会社から商品を購入しております。 |

c. 割当予定先の選定理由

本自己株式処分の割当予定先である日本毛織株式会社は、当社の筆頭株主であり、かつその他の関係会社に該当しており、現在、同社取締役1名が当社監査役に、同社執行役員1名が当社取締役にそれぞれ就任しているほか、同社の元内部監査室長が当社取締役に就任しております。

当社は、自動車安全部品事業（自動車用シートベルト・エアバッグ・内装品その他）、パルテム事業（パイプラインシステム及び同システムによる工事中諸材料等）、機能製品事業（消防用ホース・合繊ロープ等）など当社独自の製品展開で事業拡大を図ってまいりました。

今後当社がグローバル事業対応などを通して事業をさらに拡大するには、筆頭株主である日本毛織株式会社の人材等多方面に渡る支援及び両社の事業提携等も視野に入れた事業シナジーの追求が重要と考えております。

また、日本毛織株式会社は産業機材事業を強化するため、裾野が広い自動車用資材への営業基盤拡大を最重要課題として取組んでおり、本件による関係強化が同社の事業戦略に一致していること、及び強固な財務基盤を有している（平成25年11月30日現在、自己資本比率57.6%）同社との関係を強化することは、当社の対外的信用力向上にもつながるものと判断し、当社の筆頭株主である同社に引受を依頼し、同社がこれを応諾したため、割当予定先として選定いたしました。

d．割り当てようとする株式の数

当社普通株式 3,900,000株

e．株券等の保有方針

当社は、割当予定先が、本自己株式処分により同社が保有する当社株式について、長期的に継続して保有する意向であることを口頭で確認しております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本自己株式処分により取得する当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である日本毛織株式会社の直近の有価証券報告書（平成26年2月26日提出）における財務諸表より、本自己株式処分に係る払込みに必要かつ十分な現金及び預金を有していること（平成25年11月30日現在、現預金4,421百万円）を確認しており、本自己株式処分に係る払込みについて確実性があるものと判断しております。

g．割当予定先の実態

割当予定先が反社会的勢力とは一切関係がないことを、以下のとおり確認しております。

日本毛織株式会社は、株式会社東京証券取引所第一部に上場しており、同社が同取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（平成25年4月9日）において、反社会的勢力との関係を遮断し、断固としてこれらを排除する方針を「内部統制システム構築の基本方針」に定め、反社会的勢力に対する組織的な体制の整備について「企業倫理規範」及び「企業行動基準」で定めていることを確認しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a．発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本自己株式処分の価額につきましては、当社普通株式が上場されており、最近の株価推移に鑑み、また恣意性を排除した価額とするため、当社普通株式の市場価格を基礎としました。

その結果、本自己株式処分にかかる取締役会決議日（以下、「本取締役会決議日」という。）である平成26年3月7日の直前3ヶ月間（平成25年12月9日から平成26年3月6日まで）の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値132円（円位未満切捨）といたしました。

当該処分価額132円は、本取締役会決議日の直前営業日（平成26年3月6日）の当社株式の終値である127円に対しては3.9%のプレミアム、同直前1ヶ月間（平成26年2月7日から平成26年3月6日まで）の終値の平均値である126円（円位未満切捨）に対しては4.8%のプレミアム、及び同直前6ヶ月間（平成25年9月9日から平成26年3月6日まで）の終値の平均値である134円（円位未満切捨）に対しては1.5%のディスカウントであり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」を勘案し、割当予定先と協議のうえ決定したものであり、特に有利な処分価額には該当しないものと判断いたしました。

当該処分価額といたしましたのは、一時的な相場変動及び不安定な株価市況の影響等を考慮し、本取締役会決議日の直前営業日の終値に比べて直前3ヶ月間の平均終値とする方が、算定根拠として客観性が高く合理的と判断したためであります。

なお、当社は取締役会決議に際し、割当予定先が当社にとってその他の関係会社に該当することから、本自己株式処分について当社の意思決定の公正性を確保する観点から、割当予定先出身の当社取締役である山口重信氏、及び割当予定先の執行役員を兼務する当社社外取締役である藤原典氏を除いた、利害関係のない全ての取締役で討議を行い、当社取締役7名による全員一致により決定しております。

また、処分価額が割当予定先に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役の意見につきましては、割当予定先の取締役を兼務する当社社外監査役である瀬野三郎氏を除いた、利害関係のない全ての当社監査役2名（うち1名は社外監査役）より、上記の日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」を勘案し、処分価額が割当予定先に特に有利でなく、適法である旨の意見をj得ております。

b．処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量については、当社発行済株式総数60,569,390株に対し6.44%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成25年9月30日時点の議決権総数56,038個に対して6.96%（小数点以下第三位を四捨五入）と小規模なものであります。

今後当社がグローバル事業対応などを通して事業をさらに拡大するには、筆頭株主である日本毛織株式会社の人材等多方面に渡る支援及び両社の事業提携等も視野に入れた事業シナジーの追求が重要と考えております。よって本自己株式処分は当社グループの事業基盤の安定及び業績の拡大につながり、当社グループの企業価値向上に資するものと考えられます。

以上のことから、処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合 (%) | 割当後の所有 株式数(株) | 割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%) |
|--|--|--------------|---------------------------------------|------------------|---|
| 日本毛織株式会社 | 神戸市中央区明石町47番地 | 10,543,000 | 18.81 | 14,443,000 | 24.10 |
| 芦森工業取引先持株会 | 大阪市西区北堀江3丁目 10-18 | 2,332,000 | 4.16 | 2,332,000 | 3.89 |
| 株式会社三菱東京UFJ 銀行 | 東京都千代田区丸の内2丁 目7番1号 | 1,741,500 | 3.11 | 1,741,500 | 2.90 |
| 芦森工業従業員持株会 | 大阪市西区北堀江3丁目 10-18 | 1,645,538 | 2.94 | 1,645,538 | 2.74 |
| 三井住友海上火災保険株 式会社 | 東京都千代田区神田駿河台 3丁目9番地 | 1,168,593 | 2.08 | 1,168,593 | 1.95 |
| 日本マスタートラスト信 託銀行株式会社（信託 口） | 東京都港区浜松町2丁目11 番3号 | 1,129,000 | 2.01 | 1,129,000 | 1.88 |
| 日本証券金融株式会社 | 東京都中央区日本橋茅場町 1丁目2番10号 | 901,000 | 1.61 | 901,000 | 1.50 |
| 日本生命保険相互会社 | 東京都千代田区丸の内1丁 目6番6号 日本生命証券管理部内 | 890,188 | 1.59 | 890,188 | 1.48 |
| 日本トラスティ・サービ ス信託銀行株式会社（信 託口） | 東京都中央区晴海1丁目8- 11 | 753,000 | 1.34 | 753,000 | 1.26 |
| CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO | 388 GREENWICH STREET, NY, NY 10013, U.S.A. | 736,069 | 1.31 | 736,069 | 1.23 |
| 計 | - | 21,839,888 | 38.97 | 25,739,888 | 42.94 |

（注）1．平成25年9月30日現在の株主名簿を基準とし、小数点以下第三位を四捨五入して記載しております。

2．上記の他、平成25年12月31日現在3,900,652株を自己株式として所有しており、割当後の自己株式は652株となります。

3．割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を、平成25年9月30日現在の総議決権数（56,038個）に、本自己株式処分により増加する議決権数（3,900個）を加えた数で除して算出した数値であります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第113期）又は最近事業年度の翌事業年度に係る四半期報告書（第114期第3四半期）（以下、これらを総称して「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成26年3月7日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載した「事業等のリスク」について、変更または新たに記載すべき事由は発生しておりません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項を記載しておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成26年3月7日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第113期）の提出日（平成25年6月27日）以降、本有価証券届出書提出日（平成26年3月7日）までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成25年7月2日提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成25年6月27日開催の当社第113回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除する事ができる旨の規定、並びに会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役の責任を予め限定する契約を締結することができる旨の規定を新設する。（定款第28条及び第29条）

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役として、缶文雄、高橋正雄、八木伊三郎、麓利親、堂園栄一、山本重明、櫻木弘行、山口重信、藤原典の9名を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、瀬野三郎1名を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、里井義昇1名を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 可決要件 | 決議の結果及び 賛成割合(%) |
|----------------------|------------|------------|------------|------|--------------------|
| 第1号議案 定款一部変更の件 | 36,359 | 730 | 0 | (注) | 可決 98.0 |
| 第2号議案 取締役9名選任の件 | | | | | |
| 缶 文雄 | 34,325 | 2,773 | 0 | | 可決 92.5 |
| 高橋 正雄 | 35,782 | 1,316 | 0 | | 可決 96.5 |
| 八木 伊三郎 | 35,776 | 1,322 | 0 | | 可決 96.4 |
| 麓 利親 | 35,780 | 1,318 | 0 | (注) | 可決 96.4 |
| 堂園 栄一 | 35,784 | 1,314 | 0 | | 可決 96.5 |
| 山本 重明 | 35,778 | 1,320 | 0 | | 可決 96.4 |
| 櫻木 弘行 | 35,846 | 1,252 | 0 | | 可決 96.6 |
| 山口 重信 | 35,820 | 1,278 | 0 | | 可決 96.6 |
| 藤原 典 | 34,755 | 2,343 | 0 | | 可決 93.7 |
| 第3号議案 監査役1名選任の件 | | | | | |
| 瀬野 三郎 | 32,824 | 4,274 | 0 | (注) | 可決 88.5 |
| 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 | | | | | |
| 里井 義昇 | 36,800 | 298 | 0 | (注) | 可決 99.2 |

(注) 各議案の可決要件は、次のとおりです。

第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

第2号議案、第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

（平成25年7月18日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

平成25年7月18日（取締役会決議日）

(2) 当該事実の内容

当社の自動車安全部品事業において過去に製造した製品の一部に不具合があり、得意先において市場回収処置（リコール）を行うことになりましたので、当社の負担見込み額を特別損失に計上することといたしました。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

平成26年3月期第1四半期の個別財務諸表及び連結財務諸表において、約25億円の特別損失を計上する予定です。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|---------|----------------------|-------------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度 (第113期) | 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日 | 平成25年6月27日 関東財務局長に提出 |
| 四半期報告書 | 事業年度 (第114期第3四半期) | 自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日 | 平成26年2月13日 関東財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月12日

芦森工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松山 和弘 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 礼治 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴崎 美帆 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている芦森工業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、芦森工業株式会社及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管している。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていない。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月26日

芦森工業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松山 和弘 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴崎 美帆 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている芦森工業株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、芦森工業株式会社及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、芦森工業株式会社の平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、芦森工業株式会社が平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1．上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管している。

2．連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていない。

独立監査人の監査報告書

平成25年 6月26日

芦森工業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松山 和弘 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 柴崎 美帆 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている芦森工業株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第113期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、芦森工業株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管している。
 2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていない。